

告示

埼玉県告示第五百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
久喜クリニック	久喜市久喜中央四―九―五〇 四階	令和三年三月七日
ウエルシア薬局 坂戸浅羽野店	坂戸市浅羽野一―二―一	令和三年二月二十八日
ウエルシア草加薬局	草加市草加二―八―八	令和三年三月七日
上藤沢キリン歯科クリニック	入間市上藤沢六四七―三	令和三年一月八日
ライオン薬局	春日部市緑町五―九―一	令和三年二月二十八日
いうち眼科	東松山市箭弓町三―五―一四	令和三年二月二十八日
とだ眼科	戸田市中町一―一五―四七	令和三年二月六日

店 ライオン薬局 二号	植田歯科医院	店 ライオン薬局 三芳	ゆみ薬局 富士見店
春日部市緑町五―九―一三	入間郡毛呂山町岩井西二―一六―一七	入間郡三芳町藤久保九六二―一六	富士見市鶴馬一九三一―一
八日 令和三年二月二十	八日 令和三年二月二十	八日 令和三年二月二十	八日 令和三年二月二十